

サービス開始までの流れ

相談

身近な社会福祉協議会
または地域福祉
権利擁護センターへ
ご相談下さい。



訪問・面接

専門員が訪問し、お話しを
うかがいます。



支援計画・作成

お困りのことや、ご希望をお聞きした後、
ご本人の意向を確認しながら支援計画を
作ります。



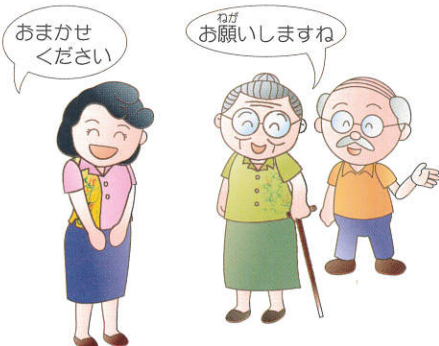
契約

作った支援計画でよろしければ
契約をします。

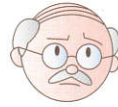


サービス開始

契約(支援計画)に基づいて
生活支援員がお手伝いします。



その他の場合 (成年後見制度)



判断能力が
不十分

たいていのことは、自分でできるが、少し複雑なことになるとう判断が必ずかしい方。



判断能力が
かなり不十分

もの忘れが多く、契約など
の手続が自身ではできない方。



判断能力が
全くない

家族と他人の区別
がつかなくなるなど物事の判断がで
きなくなった方。



判断能力は
十分にある

将来の自身の判
断能力に不安が
あるため、今の
うちから先の事
を決めたい方。

補助

保佐

後見

任意後見

(申立をすることができる人: 本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等)

家庭裁判所に審判の申し立て

原則として
鑑定は不要

原則として鑑定が必要。
(鑑定料はおおむね 10 万円以下)

公証役場で
任意後見契
約の手続を
行う。

家庭裁判所が
補助人を選任

家庭裁判所が
保佐人を選任

家庭裁判所が
後見人を選任

判断能力の低下に
ともない
家庭裁判所が
任意後見監督人
を選任

補助人

●家庭裁判所が
定めた範囲で、
本人が行った
行為を取り消
すことができる。
●家庭裁判所が
定めた範囲で、
本人に代わっ
て契約を行う。

保佐人

●法律で定めら
れた重要な行
為を本人が行
った場合に、
取り消すこと
ができる。
●家庭裁判所が
定めた範囲で、
本人に代わっ
て契約を行う。

成年後見人

●日用品の購入
などの行為以
外はすべて取
り消すことが
できる。
●本人に代わっ
てすべての契
約を行う。

任意後見人

●あらかじめ本
人が決めた財
産管理や生活
に関する法律
行為を行う。
※後見監督人が
チェックしま
す。